

八王子市高齢者在宅サービスセンター指定管理者候補者の 選考に関する実施要綱

(目的)

第1条 八王子市高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を公正かつ適正に選定するため、審査の実施に関する事項を定めることを目的とする。

(審査の原則)

第2条 審査にあたっては「八王子市指定管理者制度導入に向けた基本方針」、「八王子市指定管理者制度導入に向けた基本方針その2」及び「八王子市高齢者在宅サービスセンター指定管理者選定方針」の規定に基づき、一次選考及び二次選考により審査を行う。

- 2 一次選考は、八王子市福祉部（以下「所管部」という）により応募資格及び事業計画書等（以下「応募書類」という）の審査を行う。
- 3 一次選考は、応募者数が3者を超えるときは、二次選考の対象者を3者選定する。
- 4 二次選考は、「八王子市高齢者在宅サービスセンター指定管理者候補者選定のための評価会議開催要綱」に基づき開催する八王子市高齢者在宅サービスセンター評価会議（以下「評価会議」という）により、意見を聴取し、応募書類の審査及びプレゼンテーションを実施のうえ選考を行う。

(一次選考)

第3条 所管部は、別表1の「資格審査表」及び別表2の「事業計画書記載事項点検表」に基づき応募資格の審査を行う。

2 応募書類の審査

(1) 応募者数が3者以下の場合

市長は、一次選考の書類審査を行う者（以下「一次選考委員」という）に、資格審査に合格した応募書類について、応募条件及び事業計画の適法性について審査（以下「応募条件等の審査」という）を行わせ、条件を満たし関係法令に適合すると認められるものについて、評価会議から意見を聴取する。

(2) 応募者数が3者を超える場合

市長は、一次選考委員に、資格審査に合格した応募書類について応募条件等の審査を行わせ、条件を満たし関係法令に適合すると認められるものについて「一次選考事業計画提案審査評価表」に基づき評価を行わせ、総得点の高い上位3者を選定する。

ただし、総得点が高点で上位対象者が3者を超える場合は、同点として二次選考に付すこととする。

なお、審査にあたって必要と認められる場合は、応募者に出席を求め、応募書類についてヒアリング等を実施し内容の確認を行うことができる。

3 一次選考委員は以下の5名で構成する。

- (1) 福祉部 高齢者いきいき課長
- (2) 福祉部 介護保険課長
- (3) 福祉部 高齢者福祉課長
- (4) 福祉部 高齢者いきいき課主査
- (5) 福祉部 介護保険課主査

4 市長は、一次選考結果を速やかに全応募者に通知しなければならない。

(二次選考)

第4条 評価会議の参加者は、事業計画書記載事項、添付書類及び応募者の運営能力等を、市長が定めた選定基準に基づき評価を行う。評価の方法、プレゼンテーション実施の詳細及びその他の二次選考の審査に関し必要な事項は所管部が定めることとする。

2 市長は、評価会議の意見を聴取したうえで選定基準に基づき、指定管理者の候補者を決定した場合は、速やかに二次選考対象者に通知しなければならない。

(その他)

第5条 その他審査に関し、この要綱に定めのない事項は別に定めることとする。

附則

1. この要綱は、平成26年7月1日から施行する。
2. この要綱は、平成26年12月28日をもって、その効力を失う。